



平成29年 2月27日 開会

平成29年 2月27日 閉会

平成29年 2月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

## 岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成29年2月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について	1
議案の送付について	2
追加議案の送付について	3
運営予定表	4
議事日程	5
会議に付した事件	5
監査結果報告一覧表	6
出席・欠席または遅参・早退した議員	7
出席した説明員	7
出席した書記	7
開会宣言	8
広域連合長あいさつ	8
報 告	9
日程第1 議席の指定について	9
日程第2 会議録署名議員の指名について	9
日程第3 会期の決定について	10
日程第4 一般質問	10
・ 18番 羽場 頼三郎君	10
広域連合長 黒田 晋君	12
事務局長 猶村 勲君	12
・ 18番 羽場 頼三郎君	14
事務局長 猶村 勲君	15
・ 18番 羽場 頼三郎君	15
事務局長 猶村 勲君	16
・ 16番 杉本 美智子君	16
事務局長 猶村 勲君	17
・ 16番 杉本 美智子君	17
事務局長 猶村 勲君	18
・ 16番 杉本 美智子君	18
広域連合長 黒田 晋君	18
事務局長 猶村 勲君	19
・ 5番 西中 純一君	19
広域連合長 黒田 晋君	21
事務局長 猶村 勲君	22
・ 5番 西中 純一君	22
事務局長 猶村 勲君	23
・ 5番 西中 純一君	23
日程第5 議案第1号・議案第2号	23

広域連合長	黒田	晋君（提案説明）	2 4
事務局長	猶村	勲君（提案説明）	2 4
採    決			2 5
日程第 6	議案第 3 号・議案第 4 号		2 5
広域連合長	黒田	晋君（提案説明）	2 6
事務局長	猶村	勲君（提案説明）	2 6
・ 5 番	西中	純一君（質疑）	2 8
事務局長	猶村	勲君	2 9
・ 5 番	西中	純一君（質疑）	2 9
事務局長	猶村	勲君	2 9
・ 5 番	西中	純一君（質疑）	3 0
事務局長	猶村	勲君	3 0
・ 5 番	西中	純一君（討論）	3 0
採    決			3 0
日程第 7	議案第 5 号・議案第 6 号・議案第 7 号・議案第 8 号		3 1
広域連合長	黒田	晋君（提案説明）	3 1
事務局長	猶村	勲君（提案説明）	3 1
・ 5 番	西中	純一君（質疑）	3 2
事務局長	猶村	勲君	3 3
・ 5 番	西中	純一君（質疑）	3 3
事務局長	猶村	勲君	3 3
・ 5 番	西中	純一君（質疑）	3 3
事務局長	猶村	勲君	3 4
・ 5 番	西中	純一君（討論）	3 4
採    決			3 4
日程第 8	議案第 9 号		3 5
広域連合長	黒田	晋君（提案説明）	3 5
採    決			3 5
閉 会 宣 言			3 6
一般質問発言通告一覧表			3 7
議案質疑発言通告一覧表			3 7
討論（反対）発言通告一覧表			3 7
会議録署名議員			3 8

岡 広 議 第 2 2 号  
平成 2 9 年 2 月 1 0 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会  
議 長 宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 9 年 2 月 定例会  
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 9 年 2 月 定例会が招集されたのでお知らせします。

---

岡山県後期高齢者医療  
広域連合告示第 2 号  
平成 2 9 年 2 月 1 0 日

平成 2 9 年 2 月 2 7 日（月曜日）午後 1 時 1 5 分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 9 年 2 月 定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 1 3 9 号  
平成 2 9 年 2 月 1 0 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

### 議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 9 年 2 月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり送付します。

#### 記

- |         |  |
|---------|--|
| 議案第 1 号 | 平成 2 8 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第 2 号)                |
| 議案第 2 号 | 平成 2 8 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号)         |
| 議案第 3 号 | 平成 2 9 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                          |
| 議案第 4 号 | 平成 2 9 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算                   |
| 議案第 5 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例                  |
| 議案第 6 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例              |
| 議案第 7 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例                 |
| 議案第 8 号 | 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例 |

岡 広 総 第 1 4 4 号  
平 成 2 9 年 2 月 2 7 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

### 追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成29年2月定例会に提出する次の議案を別紙のとおり追加送付します。

### 記

議案第9号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期：1日間)

平成29年2月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
2月27日	(月)	午後1時15分	本 会 議	<ul style="list-style-type: none"><li>・議席の指定について</li><li>・会議録署名議員の指名について</li><li>・会期の決定について</li><li>・一般質問</li><li>・議案の上程・採決</li></ul>

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年2月定例会議事日程

平成29年2月27日（月） 午後1時15分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第 1 号 平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号） 議案第 2 号 平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） (上程・採決)
第 6	議案第 3 号 平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算 議案第 4 号 平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算 (上程・採決)
第 7	議案第 5 号 岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 議案第 6 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例 議案第 7 号 岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例 議案第 8 号 岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例 (上程・採決)
第 8	議案第 9 号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成29年2月定例会監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	28.9.28	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年6月分例月出納検査結果報告
2	28.9.28	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年7月分例月出納検査結果報告
3	28.10.25	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年8月分例月出納検査結果報告
4	28.11.24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年9月分例月出納検査結果報告
5	28.11.24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年10月分例月出納検査結果報告
6	28.12.20	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年11月分例月出納検査結果報告
7	29.2.2	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成28年12月分例月出納検査結果報告
8	29.2.24	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成29年1月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	平野 敏弘	出席		10	太田 昇	欠席	
2				11	友實 武則	〃	
3	小椋 晶志	欠席		12	大森 直徳	出席	
4	貝阿彌 幸善	出席		13	小倉 博俊	〃	
5	西中 純一	〃		14	大内 恒章	〃	
6	宮武 博	〃		15	山野 通彦	〃	
7	宮地 昭範	欠席		16	杉本 美智子	〃	
8	武久 顕也	〃		17	尾高 誉久	欠席	
9	吉村 武司	〃		18	羽場 頼三郎	出席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	業務課資格賦課班長	藤井 正俊
事務局長	猶村 勲	業務課給付班長	池田 信一
業務課長	岩田 辰晴		

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	森川 陽介	書 記	湯浅 浩司
書 記	鈴木 晃和		

会議場所 岡山市町村振興センター 5階 大ホール

## 開会宣言

### ○議長（宮武 博君）

それでは、定刻となりましたが、会議に入る前に石垣正夫議員の追悼の儀を行います。  
石垣正夫議員におかれましては、昨年 11 月 9 日に御逝去されました。ここに謹んで御報告申し上げます。この際、弔意をあらわすために全員による黙祷をささげたいと思います。全員御起立願います。黙祷を始めます。

[黙 祷]

### ○議長（宮武 博君）

黙祷を終わります。御着席願います。

以上で故石垣正夫議員の追悼の儀を終わります。

本日は、2 月定例会が招集されましたところ、皆様方には大変お忙しい中を御参集いただきまして、大変ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は 10 人であります。山崎副広域連合長からは欠席の連絡を受けております。

定足数 9 人に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 29 年 2 月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

## 広域連合長あいさつ

### ○議長（宮武 博君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可をいたします。

広域連合長。

### ○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

本日、2 月定例会を招集したところ、議員の皆様方には、大変お忙しい時期にもかかわらず、御出席をいただきありがとうございます。

開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言申し上げさせていただきます。

国内の経済状況や国際関係、災害など、日々の国民生活において直接的、間接的に影響を受けることが想定され、今後の動向が大変気になっているところでもあります。そういった状況の中で、昨年秋から社会保障審議会医療保険部会において制度改革について検討が続けられてきました。将来にわたり医療保険制度が皆保険として持続可能なものとなるよう議論され、その意見を踏まえた改正が公表されたところでもあります。想定される被保険者数の増加などに伴う医療費の増大に対して、負担能力に応じた負担あるいは世代間や世代内の公平の観点のもと、低所得者にも配慮しながら段階的な改正となっております。今後も安定した制度運営を行うため、市町村と連携をして進めてまいりたいと思いますので、御理解と御協力をお願いいたします。

さて、本日の定例会において御審議を賜ります案件は、予算案件が4件、条例案件が4件、そのほか副広域連合長の選任案件を提出させていただいております。それぞれご説明を申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御承認賜るようお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

## 報 告

○議長（宮武 博君）

まず、報告をいたします。

監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく、平成28年6月分から12月分まで及び平成29年1月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元にお配りしておりますとおりでございます。

### 日程第1 議席の指定について

○議長（宮武 博君）

日程第1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第4条第2項の規定により、新たに当選されました宮地昭範議員の議席を7番に、小倉博俊議員の議席を13番に指定いたします。

議席一覧表

1	平野 敏 弘	10	太田 昇
2		11	友實 武則
3	小椋 晶 志	12	大森 直徳
4	貝阿彌 幸 善	13	小倉 博俊
5	西中 純 一	14	大内 恒章
6	宮武 博	15	山野 通彦
7	宮地 昭 範	16	杉本 美智子
8	武久 顕 也	17	尾高 誉久
9	吉村 武 司	18	羽場 頼三郎

### 日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（宮武 博君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、16番、杉本議員、18番、羽場議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（宮武 博君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日1日限りと決定をいたしました。

日程第4 一般質問

○議長（宮武 博君）

日程第4に入ります。「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

18番、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）〔登壇〕

皆さん、御苦勞さまでございます。それでは、通告に従いまして質問させていただこうと思っておりますが、先ほど連合長のほうからもお話ありましたが、やはり医療費の増大というのは、これは国全体の課題でもありますし、また当広域連合の課題でもあろうかと思っております。アメリカではトランプ大統領が登場して、国民皆保険制度というんですか、そういうものに対するものも否定的な見方をされてるようですが、これは我が国においては国民生活に欠かせない大切なものとして、これまでやってきました。それを守るのは、ある意味では国保もそうですし、また75歳以上の現在では後期高齢者と言っておりますが、後期高齢者の方々を守る意味でも、この制度は大切にされなくてはならないと思っております。

質問というか、この広域連合につきましては、県下の全ての市町村が参向し、また費用を負担し、この職員が派遣されております。優秀な人材が集まっていると言っても私はいいのじゃないかと思っております。したがって、そうした貴重な情報が集まる場所でもあるんじゃないかと思っております。今日の質問は、後にも出てきますが、ジェネリック医薬品の普及にどのような工夫をしているのかとか、健診率のアップのためにどのような施策をとっているかなど、そういった情報交換が十分できる体制にあると思っております。

また、最近問題になっております高額な薬ですね、オブジーボという名前だったと思うんですが、そういう薬についても、これがどれぐらい使われているのか。私、今回の質問の中に入ってませんが、もし我が広域連合の中で、どのぐらいの割合を占めているのかなという大変心配な点もありますので、もしわかったら教えてくださいね。

例えば、オブジーボの問題にしても、国のほうは薬価を思い切って50%に切り下げました。そして、私が聞いたところによりますと、このオブジーボの効果は大体3割ぐらいだそうですね。30%で、残りの70%はその効果があるかないかにもかかわらず、その高額な医薬品を使わなくちゃいけないと、こういう状態になってる。これに対して、今そのオブジーボが、そういう高額な薬が効くか効かないかを事前に判断をする薬といいますか、そういうものが開発されているということもお聞きしておりますので、そうした最新情報をもとに、こうした医療費の増大を抑えるような、そういう考え方といいますか、工夫が必要ではないかと思っていますところでは。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、そうした各市町村から来られている優秀な人材が、先ほど申し上げましたような各市町村の事情ですね、そういったものをちゃんと把握をされてるかどうかという意味で、把握して生かせるべきものはどんどん生かしていくということが私は必要じゃないかと思っておりますので、そうしたことをされているのかどうか、またそうした情報を得るために何か連絡機能みたいなものがあるのかどうか、これをお聞きをしたいと思っております。各市町村間の情報交換というのは、制度的に何かあるのか、もしくはどこかでそういうものが行われているかということをお聞きしたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

ジェネリック、後発医薬品なんですけど、ジェネリック医薬品の利用推進につきましては、今年度から実施をされているということで、その成果が待たれているところでは。岡山市の例でいえば、2012年、4年前から通知を出しておりますので、昨年で1,400万円の効果が出ている。その間の合計で約1億1,000万の医療費が節約されたというふうにお聞きをしているところでは。広域連合の対象者は、先ほど申し上げましたように75歳以上ですし、非常に病気にかかりやすく、医療費も高額になりやすい傾向で、そういった年齢であることは、これは申すまでもないと思っております。しかも、全県下に及ぶわけですから、その被保険者の数も多い。当然のことながら実施することによる効果は大きいと思われまして。

私に言わせると、どうも何で岡山がやってるのに、先行してるのに、この広域連合が取り組みが遅れたのかということが心配でございますので、なぜ遅れたのかということをお明らかにしていただきたい。費用対効果の面で、もう既に実施をした各市町村の例を見れば、どういうやり方をすれば効果があるのかということがわかると思っておりますので、その検討をしたのか、しないのかもお答えをいただきたいと思っております。今年度の中間的なまとめがあれば、お示しを願ひたいと思っております。

そして、お手元にお配りをいたしました新聞記事にありますように、岡山市はさらにこの差額通知の対象を拡大をするということの方針としてやることになった。これによってどうなるかということ、これまでの通知対象に広げて、花粉症患者が使うアレルギー薬剤、これが単価が比較的高いんだそうで、これを対象に入れると、さらに年間500万円ぐらいの医療費の削減が見込めるということでございますから、こういったことも考え合わせて、ぜひ医療費節減の効果を拡大するというようにしたらどうかと思っております。

また、中身の細かいものについては、この記事がありますので、ごらんになっていただければいいかと思います。

また、こうした医療費節減の効果を上げるには、もう一つ大切なのが健康診断、いわゆる健診ですね。健診も早ければ早いほどいいし、なんですが、ただ今健診が受診率がなかなか上がっていないという現状もある。高いところもあるんですよ。高いところもあるんですけども、どうも押しなべて高いところばかりではないので、なかなか受診をしてもらえないということもあります。これについては、この広域連合としての取り組みがもしあれば教えてもらいたいし、また参考にしている自治体があれば、これをお示し願いたいと思います。

医療費の自己負担がさらに大きくなることが明らかになっておりますが、その負担が少しでも減るようになるためには、医者にかからないことですね。年をとっても健康でいること、その一步が健康診断であるということは、もう言うまでもないと思います。受診率を上げることについては、当広域連合がほかの他の地域の広域連合と比べて誇れるものになっているのかどうか、その点も非常に心配をしているところです。全国の受診率とか中国地方の受診率がどうなってるのか。また、その結果について分析はされているんでしょうか。その結果として受診率の向上のために何をされようとしているのかお示しを願いたいと思います。

最後になりますが、これは国保が県に移管をされます。当広域連合とどのような関係になるのか。これまでと違いがあるのか。あるとしたら、どのようなもので、なければならないというふうにお答えいただければいいと思うんですが、もし違いがあるとしたら、どうかということを示していただいて、当広域連合として準備など必要なのかどうか、あわせてお聞きをしたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、それでは広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

それでは、羽場議員の4番目の質問である国保の県移管について、後期高齢者医療制度または広域連合がどういう影響を受けるかでありますけども、結論を先に申し上げますと、後期高齢者医療制度及び広域連合と県及び市町村国保は変化がありません。ただ、連合長をさせていただいておりますけども、私も首長の一人でありまして、今回の国民健康保険が県に移管されるということで、国としてある一定規模の財源を持って県国保に移管することによって、かなり期待をした一人でもあります。ところが、皆さん御存じのとおり、今回の県への移管については、ほぼ現行を踏襲した形で大きな変化がない。管理を県がするというので当初のスタートを迎えそうなので、そういったこともあって、後期高齢者医療制度については今回は影響は全くないものと考えております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、次は事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

連合長答弁以外について御答弁いたします。

まず、各市町村との情報交換はどうなっているかということですが、基本的には広域連合、市町村との事務をやっているということで、連携して業務というのはやっているとございます。特に柔整とか、あはきなどの医療費適正化についての情報交換、あるいは資格の関係であります被保険者証や限度額証の交付、あるいは保険料の徴収、それからもう一つは保健事業の協議などがあります。また、制度改正を初めとする市町村へ提供すべき情報があれば、随時市町村へ連絡しております。

例えば、昨年度、広域連合はデータヘルス計画というのを策定いたしましたけれども、この策定におきましても、中間段階で市町村の御意見をいただき、それから策定後には市町村へまたそれを提供するという、それから後発医薬品の差額通知につきましても、その削減効果等につきましては報告結果がまとまり次第、提供する予定でございます。医療費適正化事業あるいは収納対策、保健事業を推進するための意見交換会、基本的には恒常的なものはまだできておりませんが、今後それを恒常的なものとして意見交換会なども企画しながら連携を強めていきたいというふうに考えております。

次に、ジェネリック医薬品についてです。

本年度、通常のリーフレット等による啓発事業とあわせて実施いたしました後発医薬品差額通知事業について御報告いたします。

平成 28 年 5 月診療分のレセプトをもとに、先発医薬品を後発医薬品に切りかえることにより、1カ月の自己負担額が 140 円以上軽減される見込みのある被保険者に対し、9 月末から 10 月初めにかけて 2 万 359 件の後発医薬品差額通知を行いました。平成 28 年 10 月診療分のレセプトを用いて医療費の削減効果の検証を今行ったところです。後発医薬品普及率についてですが、平成 28 年 10 月末において数量ベースで 66.15%、平成 26 年平均の 50.58%から上昇しております。次に、医療費削減効果ですが、10 月レセプトのみの概算でありますけれども、事業実施による一月当たりの医療費削減効果 1,436 万円となっております。

それから、今までの取り組みについてでございますが、従来からジェネリックカードは配布していたと。それで、普及率は伸びていたと。それから、市町村国保においても、地域事情により全ての市町村が実施しているわけではないというようなところもありまして、差額通知の実施に積極的な対応をしていませんでした。今後の事業展開ですけれども、次年度も引き続き後発医薬品差額通知事業、これはどういった人に送るかというのもまだ検討中ではございますけれども、さらなる普及率の向上に努めていきたいと考えております。なお、オプジーボにつきまして、まだ具体的な数値というのは把握できておりません。

それから、健診率の向上についてでございますが、広域連合では健診の勧めとしてリーフレット等に受診啓発あるいは市町村への補助金交付を行っております。健診率は、最新値である平成 27 年度の全国平均で 26.80%、中四国で平均 21.25%で、本連合の健診率 13.20%となっております。各市町村でも健診への働きかけで、電話催告あるいは地域団体との連携、医療機関からのデータ取得など模索している状況にあります。ただ、高齢者の方で治療中の方は必要な検査、随時受けられておりまして、別途検査の必要性あるいは体への負担を考慮する必要があると思っております。治療中でない方の健診で、生活習慣の見直し、病気の早期発見・早期治療につながり、健康寿命を延ばすこと、長期的には医療費の適正化につながるものが健診の意義であろうと思っております。引き続き市町村と連

携しながら広報活動あるいは対象の選別などの推進に努めたいというふうに思っております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございます。

はい、18番、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）

どうもありがとうございます。大分よくわかってきたかと思うんですが、最初のところで私が申し上げたように、せっかく優秀な人材が集まっているんだから、その能力をフルに発揮するよということ、先ほどちょっと言ってくださったんですが、そうした意見交換みたいなものを恒常的にやるという考え方は非常にいいんじゃないかと思います。だから、その中のテーマに今まで出てきたようなことをぜひ盛り込んでいただいて、先ほどもありましたが、その取り組みがかなり前に進んでるところもある、それからこれがちょっと遅れてるところもあるということ、そういう報告をなされますと、出てこられた方はまたそれを自分のほうへ投げ返して、それぞれの市町村もまたジェネリック医薬品の利用の促進なり、それから受診率の向上なりの力を振るわれるんじゃないかと思うので、これはぜひやっていただきたいと思います。

私が実は懸念をしておりましたのは、優秀な事務方の皆さんが集まっているのはよくわかってる。そういう優秀な方が事務において能力を発揮されるというのは当然なんです、それ以外にも先ほど申し上げました政策的な検討というか、判断というか、そういうものをやることは私は期待をしているところなんで、その辺のところをぜひ取り組んでいただきたいなと思いますが。もし、そういう御決意があれば、お示しを願いたいと思います。

そして、受診率、各地域のお聞きしたんですが、たしか当広域連合で13.2とおっしゃいましたんですかね。中国地区が21.25か。全国が26と言われましたですかね。これから見ると、やはり相当低いなど。中国地区が低いのも、実は岡山がいるから低いんじゃないかなという気もしないんじゃないんですが、これはいろんな考え方もあるでしょうが、やはり受診率の向上に相当頑張らないと、この辺のところは解決されないなど。先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、やはり早期発見・早期治療で医療費が増大しないようにするための大きな手段ですので、この辺のところをぜひ取り組んでいただきたい。

先ほどの御答弁によると今までのやり方と余り変わってないんで、今までどおりやっただんじゃ、やはり今までどおりなんですよ。これをどういうふうに改善するかということについて十分な検討をぜひしていただきたい。先ほどもちょっと申し上げましたが、各地の情報というの、県内ですよ、県内の各地の情報も集めていただきたいし、集積をしていただきたいし、また全国のと、ほかの広域連合でもどうしてるかというのがこれはあるはずですから、それなりに受診率の向上には各地で努力をされてると思います。それなりの効果が出ているのがこの数字じゃないかと思うので、この点につきましては今後どういう取り組みを具体的にやっていこうとするのか、またそれについて、どういう体制で臨もうとしてるのか、これをぜひお聞かせ願いたいと思います。

以上、2回目の質問といたしますので、よろしく申し上げます。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

お答えいたします。確かに各市町村から参りますが、15市から、それから3町から職員来ております。それぞれのもとの公共団体の事情がありますので、必ずしも保健であるとか、それから医療保険の担当から来てるわけではないんで、なかなか地元との連携あるいは地元の状況の把握というのは職員としても難しいところがあります。ただ、人とのつながりがありますんで、そういうところからの情報と、あるいは組織上の情報等については、取得しやすい環境にあるのは確かでございます。

政策的なこれからの展開ということでございますけれども、財政的にも人力的にも限度がございますけれども、やれるものには取り組んでいきたいというふうに思っております。例えば、医療費適正化につきましては、来年度からまた新しいジェネリック以外のことについても取り組んでいこうというふうに考えております。

それから、健診の向上に対する具体的な取り組みでございますけれども、先ほど申しましたように市町村においても非常に模索されている。広域連合の各地においても、ほかの各県の広域連合の中でも、いろんなばらつきがあるようでございます。そういったところの情報を得て、あるいはそれを岡山県に反映できるのであれば、そういうふうにも情報交換、意見交換会というところで情報提供をしていきたいというふうに考えております。

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございます。

はい、羽場議員。

○18番（羽場 頼三郎君）

大ざっぱに大づかみじゃわかったんですけど、なかなかこの点については、すっきりしないというのが。なぜかという、予算とか人員をおっしゃったんですが、予算はこれ、予算というのは与えられたものじゃなくて、むしろつくるもので、これだけのことをするから、これだけのお金が要するというのをはっきりすれば、それを惜しむことはないと思うんですよ。それはどういうことかという、それだけの予算かけて、先ほども言われたように一定の効果が出ると。例えば、ジェネリックの利用にしても、進めば、そうするとその分の医療費が縮減されてくるわけですから。受診率が向上すれば、医者にかかる機会が減ってくるわけですから。

そういう意味で、ある程度のお金を使って一定の効果をちゃんと出すということができると思いますので、そこら辺は予算のせいにはしないで、逆にどうぞ自信を持ってやっていただきたいなと。そういう意味では、先ほどもちょっと申し上げましたが、この優秀な人材が集まっているということは、これは誇りにしていいんで、そういう人たちがその能力に足る、期待に応える、そういう仕事をぜひやっていただきたいなと思いますので、これについても何かあれば、もう一言お願いします。

そしてついでに、先ほど余りこんなことは言いたくなかったんで、あれだったんですけど、岡山市なんかが進めてるジェネリックの利用については、取り組み早いんですよ。私は何で遅れたのかなというのが、これがもう気になってしょうがないんで、もしこの点についても明快にお示しができるようなら、していただきたいなと思います。いけんと言ってるわけじゃないんですよ。だけど、ただこれについて遅れりゃ遅れるほど、そういっ

た医療費削減の効果が少ないわけですから、そういう意味では今からも昔のほうには戻りませんからね。だから、やるんだったら、もっと早くできたんじゃないかなという思いがしますので、その辺をお答え願いたいと思います。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

まず、ジェネリックの取り組みが遅れたということで、確かに遅れてます。先ほども申しましたように、もう自然増というのがある程度進んでいるので、わざわざジェネリックの通知をする必要もないんじゃないかという気があったのは確かでございます。医療費に占める薬剤費の割合というのが大体17%。だから、そこから確かに幾らかでも安くなれば全体の医療費は安くなるというのは当然でございますけれども、薬剤費だけにとりか、薬剤費を中心に差額通知をする意図はなかなか出てこなかったというところでございます。

それから、予算について、ありがたいお言葉いただいたんですけども、補助事業があれば補助事業を使うんですけども、それがなければ単市、全て市町村側の負担金で賄うようになります。いい事業をやれば、それを賛同してくれれば、市町村も負担をしてくれるだろうという期待はございますけれども、なかなかそこを説得するまでのエビデンスと申しますか、これをやれば、これだけの効果があるよというのを言いながら、その負担金を求めるというのもなかなか厳しいところがあるのが実情でございます。

それから、最初に言っていただきました優秀な職員だということで、確かに皆さん頑張っていていただいております。それぞれの職員がこれからも一層頑張れるように事務局長としても激励といいますか、職場の雰囲気をつくっていきたいというふうに思っております。

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございます。

以上で羽場議員の質問は終わりました。

それでは次に、16番、杉本議員。

○16番（杉本 美智子君）〔登壇〕

一般質問を行います。今回は保険料徴収システムの不備についてお尋ねをいたします。

平成28年12月28日付の新聞報道によりますと、厚労省が後期高齢者医療制度で保険料徴収システムに不備があり、2008年度の発足当時から全国的に計算ミスにより保険料を過大または過小に徴収していたと発表したという記事がありました。しかも、ミス発覚から5年間放置していたと載っております。対象者は推計2万人、総額約6億円に上る可能性があるそうです。この件について、当広域連合にはどういった影響があるのか、また今後の対応や責任の所在について質問をしていきます。

1点目は、徴収ミスの概要と原因をお尋ねします。2点目に、対処の方法と今現在の処理状況、そして今後の処置計画をお尋ねします。3点目に、岡山県後期高齢者広域連合における影響をお尋ねします。1つは保険料の返還対象者数と金額、もう一つは徴収不足者数と金額、その中で2年以内の追加徴収対象者数と金額をお尋ねします。最後に、この事件の責任は誰がどのようにとったのかをお尋ねをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

杉本議員の保険料徴収システムの賦課誤りについて御説明いたします。

平成 20 年の後期高齢者医療制度の発足当時から国が全国の広域連合に提供しております全国共通の標準システム、これの設定に誤りがあって、世帯主または御本人が青色申告を行っている被保険者のうちの一部の方について、保険料の均等割部分の軽減判定が誤って行われ、本来納付すべき金額と異なる保険料が納付されていたことが判明いたしました。

誤りの内容といたしましては、保険料の均等割の軽減判定を行う所得を計算する上で、税法のルールとは異なるルールを用いて純損失の金額を使用する必要がありますけれども、標準システムでは用いるべき軽減判定用の純損失の金額ではなく、税の確定申告上の「本年度で差し引く繰越損失額」を使用する設定となっていたものです。

現在の対応状況といたしまして、1月に国から提供された抽出ツールにより、保険料が変更になる可能性がある対象者、これを抽出しております。抽出された対象者につきましては、過去4年分の所得情報が必要となるため、不明の年度がある方への所得把握作業を市町村へ依頼しているところでございます。現在、この所得把握について7割程度進んでおります。今後4月、5月、6月の月次賦課で、所得把握が完了した候補者、その中でも賦課制限が早く到来する平成 27 年度賦課分を優先して軽減判定の正否の確認や修正及び保険料の修正賦課を行い、還付または徴収を行う予定としております。

当広域連合における影響につきましては、現時点では候補者の抽出、所得の把握事業をやっておりますので、不明でございます。

すみません。今回の件の責任につきましては、国が提供する広域連合の電算処理システムの設定に誤りがあったことに起因するものなので、国のほうでの発注者側の責任あるいは開発側の責任、現在国において調査が行われてるという回答を得ております。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

はい、16番、杉本議員。

○16番（杉本 美智子君）

はい、御答弁をいただきました。長年にわたりシステムの不備により、積もりに積もったものが影響があるのではなかろうかと思えます。ある広域連合では、独自に影響を調査したところ、加入者の0.1%に該当するのではないかというふうに試算をしておられまして、仮にこの0.13%というものを岡山に当てはめると、350人程度に影響があるのではないかなど。これは新聞の記事から単純に計算をした数字ですが、それも過去において積み積もったものということになると、いろいろと問題が出てくるのではなかろうかと思えます。

制度の発足時からの事件だといいますと、被保険者が既に亡くなられている場合等も考えられますが、還付であるとか徴収であるとかという手続について、どのように対応をなさりますか。その点を1点、再質問をいたします。

それからもう一点は、事務処理が大変煩雑で、市町村とのやりとり等もあるように今聞かせていただきました。マンパワーが足りるのか、広域連合について懸念があります。こ

ういう事態になったのが厚労省からのシステムの不備に起因するものであるとすれば、人件費等の経費を厚労省から余分にいただけるように求めるようなことはできないのでしょうか。

以上、2点、再質問いたします。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

広域連合独自で対象者、金額、これの調査につきましては、保険料の公正な算定を行うために市町村が行っております所得把握の作業の完了と、それから3月下旬に国から提供されます計算ツールというのがございますけれども、その処理が必要になって、それをやらないと数字が出てきませんので、今のところはわかりません。このたびの処理につきまして、市町村に御協力、税務関係のところにも御協力いただきまして、広域連合と市町村とが一体となって迅速な対応を図っているところでございます。現時点では、まだ今のところマンパワーというのは足りているというふうに考えておりますが、全体的には一連の処理、6月には今回の案件につきましては完了する予定でございます。

それから、既に対象者が亡くなられている場合、この場合につきましては返還それから徴収ともに相続人に対して行うということになっております。

以上でございます。

○議長（宮武 博君）

はい、16番、杉本議員。

○16番（杉本 美智子君）

はい、わかりました。早く事件が解決するように手続のほうを進めていただきたいと思います。そして、今後このようなことがないように厚労省を含め、広域連合のほうでも気をつけていただきたいと思いますと考えております。各都道府県の広域連合からは正しい計算方法について問い合わせをしておられたところもあるというふうにあります。岡山県の広域連合からも国のほうへシステムについて、おかしいんじゃないかというような問い合わせをされたことがあるのではないかと思います。その点を1点。

それから最後に、こういうシステムの改修が積もり積もったこと、そしてミス発覚から5年間も放置していたというようなことを聞きますと、後期高齢者医療制度全体に対する不信感につながるわけです。保険料もどんどん上がっていく中、この制度について御理解をいただかなければいけない今の時点で、このようなシステムの不備があって国民の方から不信感を覚えられましたら、この広域連合にとってもいいことではないと思います。連合長の見解を一言お尋ねいたしたいと思いますが、この事件に関して厚労省に何か御意見を言う場があるのかなのか、またこういう事件で事業の推進に妨げにならないように県民の皆様理解をいただかなければいけないと思いますが、何か御所見があればお尋ねをいたします。

○議長（宮武 博君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）

はい。杉本議員の御質問にお答えいたします。

既に聞いているところによりますと、厚労省からこうしたことに対してのおわびをいただいておりますし、我々のさらに連合体であります全国の広域連合の会議がありまして、もしそういったことがあった場合は、そういったところを通じても直接厚生労働省に申し出をさせていただくのは当たり前ですし、特にこういう保険の制度だとか、そういうものは、議員がおっしゃったように不信感を抱かれたり不安に思われるというのが一番やはりいけないことだというふうに思っております。これは全国で統一した考え方じゃなくて、我々岡山県の広域連合で不安に思ったり不信に思ったことがあったら、そういう全国組織を通じて、あるいは単体でも、きちんと厚生労働省にはお話をしてみたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

さっき岡山県から質問があったかということなんですが、今の事務局の記録にはございません。だから、被保険者の方から問い合わせがない限り、まずこれは発見できなかったというふうに思っております。このシステム全体が機器交換に合わせて平成 31 年度から新たなソフトが入ることになります。事前の調査あるいは事前の検証等もしっかりやっただいて、きっちりした不信感抱かれないようなシステムになってほしいというふうに考えております。

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

それでは、以上で杉本議員の質問を終わります。

次に、5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）〔登壇〕

じゃあまず、今回 3 問の質問をさせていただきます。

まず、広域連合の資料配付についてということで、ちょっと言い方があれなんですけど、先ほどの羽場議員のと若干関連はあるんですけども、方向がちょっと違う。今回質問しようとした発端なんですけど、平成 20 年のこの請願の採択を受けて平成 24 年に市町村でいう国保の運営協議会ですね、そういうものにかわるもの、この組織で岡山県後期高齢者広域連合懇話会というのが発足をしております。きちっとしたのは頭が覚えてないんですけど、診療側と被保険者側と保険者側と 3 者の方が 15 名か 16 名だったと思うんですけど、毎年大体 1 月に会合を開いているようでございます。

例えば、平成 27 年度は平成 28 年 1 月 22 日に 15 名中 12 名参加で会議が行われたということでございます。ちなみに、そこでは平成 28・平成 29 年度の保険料率改定や保健事業計画の策定、それから第 3 次広域計画の策定を主な議題に約 2 時間開かれたということでございます。ちょっと話が長くなるかもしれませんが、こういう健診の変化についても平成 21 年から平成 26 年度まで、この変化ですね、どういうふうになっていったかというのでも出ております。今回個人的に健診の資料、集団健診と個別健診がどれぐらいとか、こういうふうなものもらったんですけども、とにかくデータヘルスの問題とか、そういう問

題も入って、差額通知ですか、それもこの資料に入っております。

だから、そういう資料がやはり必要なのか、特にここは議会なんで、議会の議員さんにぜひこれは配付すべきじゃないかなというふうに思っております。そういうことで、先ほども言われたように自治体間で共有したり、いろいろ利用できるものだというふうに思っております。また、特別、健診のことでは被保険者本人のインセンティブを高める方法、それを見つけることが重要だとかというふうなことが平成 27 年度の平成 28 年 1 月の懇話会で話されているようでございます。そういうことで、大変参考になることもあるということで、ぜひ全議員に配付すべきだと思います。

また、本来的には議事録や例規集、これについても本来は全部各議員が持って、それで準備をするというのが本当だと思います。そういうことで、ぜひそれについても配付をしていただきたいと思います。特にインターネットというのは今つないでる方が多いとは思いますが、つながっていない方もいらっしゃるかもしれません。そういうことで、インターネットを通じれば見られるんですけども、やはり一々それをするのは手間だという方も、特に首長さんを初め、おられると思います。そういうことで、資料がやはり必要だと思います。ぜひそういう点で、どういうふうにお考えなのか、ひとつお聞きをしたいと思います。

それから 2 番目は、ずっと懸案であります、この議会の構成を変えるべきだと私は思っているんですが、今後どうするかということでございます。

現在、議員と市町村長の代表という形でこの場はやられているわけですが、これが 22 県で 46.8% ですね、この平成 20 年 12 月 1 日の資料でございますが、市町村議員だけだということところが 19 県あって、40.42% あるわけです。これが最新のデータがわかれば、教えていただきたいと思います。

それにしましても、今回市長さんが全て 5 人の方が欠席をされていると。先ほど事情もわかりましたけども、質問されているのを、私何回か議員でないときは傍聴にも来ておりますが、ほとんど見たことがございません。市町村議会議員だけで本来はすべきだと個人的には思っております。今後どのようにするお考えなのか。広域連合の議員になられている市町村長さんも住民の代表であるというわけでありまして。ですから、最低限議会に出席する、そのことすらできないのであれば、議員をやめていただくというか、そういうことを考えていただく。連合長さんも市長さんでありますので、市長会へも意見具申をして、この状況を変えるべく市長枠をぜひ私は、本来的にはそういうふうにはやっているとあるんですから、それでできると思うんです。ぜひそういう意見具申をしていただきたいというふうに思って、いかがでしょうか。

それから、3 番目です。健診の改善方法でございます。

これは平成 27 年度が 13.2% ですか。ということで、若干よくなつたということも聞いておるんですけども、今までは市町村任せであったということで、改善方法はというふうにするのか。私が気になるところは、服薬中の方はだめだとかというふうなことが以前はあったわけです。それは一応改善はしたということでもあるんですけども、それがどうなっているのか気になるんですけど。具体的に私の町の和気町のほうでは、以前は健診料金は被保険者の方から 1,000 円いただいていたと。これは無料にしているということでございます。若干そういうアップしているという傾向もあるわけでございます。

それで、国保の運営協議会の内容を聞きますと、来年度から、平成29年度から町外にも医療機関、和気町の場合は個別健診なんですけど、医療機関を備前市にも広げると、可能になるということ聞いています。そういう健診を受けやすくする、そういう努力が重要なんだと思いますが、ぜひとも医療の改善というのは医療費を減らすためにも健診をアップすることが一番重要だと思います。長野県の佐久総合病院だとか岩手県の今の西和賀町ですか、前の名前忘れちゃったけど、そういう保健師さんがどんどん庁舎を出て行って、いろいろ健診を受けやすくしたとかというふうな、いろいろなことを聞いております。もうそのことは自明なんですけど、それを実行することがなかなかできない。そういうことによって医療費が増大してるという面もあるわけでございます。ぜひとも健診の改善方法、今後どのようにしていくのかのお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。よろしくお願ひします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

はい、広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

西中議員御質問の広域連合議会の議員構成について、議員の配分についてをお答えをいたします。

議員の区分につきましては、過去におきましてもお答えをしておりますが、議会あるいは全員協議会において議員の方で御協議をいただきますようお願いをいたします。議員の定数や区分についても、連合長が協議に参加できる立場ではございませんが、もし議員協議会において変更が決まりましたら、広域連合規約の変更が必要となります。当広域連合議会で可決をいただいた後、直ちに岡山県内の各市町村議会において議決をいただくように手配をさせていただきますので、お願いをいたします。

連合長としての答弁となると、そういうことになるんですけども、議員から御指摘がありましたように町村長会から選出の議員の方は非常に出席率がいい状態にあります。私も所属しております市長会の選出の議員が非常に出席率が高いお話であります。広域連合ができて10年がたとうとしております。初めてできたときの構成メンバー、市議会議員5名、町村議会議員4名、市長から5名、町村長から4名ということを決めるに当たっての議論を先輩たちからお聞きをしたことがあるんですけども、新しくできる医療制度というか、保険制度なんで、それぞれの分野の人たちが、それぞれきちっと関与をして責任を持ってこの運営をやっていこうというようなことでスタートをしたというふうにお聞きをしております。

ただ、時間の経過とともにといいますか、そうした役割が後期高齢者医療が安定的な運営を始めたというようなこともあるんだというふうに思いますけども、少しそういう意味では当初スタートした構成とかよりも今いろんな御質問いただいたりするようなことがきちっと指摘できるような構成の必要もあるのかなというふうに思っております。私は市長会から選ばれておりますので、先ほどお話があったように意見具申をしたことがあります。平成26年2月と8月にも全員協議会をいただいておりますから、その前段階で市長会に対して、この構成メンバー考え直すべきではないかという話をさせていただいております。もうちょっと広域連合長を離れた回答になるかもしれませんが、私自身は玉野市の市長

として、そこで申し上げてるのは、最低でも15の市からは1人ずつ議員を選出すべきではないかという主張をさせていただいております。ただ、合議制の中でありますから、それが認められなかったというのも事実であります。

今日は冒頭書記のほうから、3月議会を控えて非常に忙しい中でのこの議会開催になったんで当方の手続によって出席者が少なかったという説明がありましたけども、今日のお話を踏まえて、私といたしましては市長会にはきちっとこの現状と今後の対応について持ち帰らせていただいて、その結果をもって先ほどお答えをさせていただいたとおり、全員協議会や議会等で議論いただけるような方向で考えていきたいというふうに思っております。ただ、連合長としての役割とは違って、連合長としての役割には限界があるということも御理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

西中議員の御質問を連合長答弁以外のことについてお答えいたします。

議案とか議案説明資料、広域連合側から議会に御確認していただきたい資料につきましては、紙ベースという形で出力をし、議員の皆様には御送付させていただいております。先ほど議員もおっしゃられたように、インターネット環境が普及しておりますので、ある程度は情報はそこで取得していただければというふうには思っております。ただ、高齢者の方とかインターネット環境がない方もおられるとは思っておりますので、そういう方については連絡あって欲しいということ、御要望があれば、うちのほうで、そのプリントをして情報の提供というのはやっております。

それから、健診の改善方法ということでございますが、先ほど健診については羽場議員にお答えしたとおりでございますけれども、やはり地域事情、地域特性、これをよく知っております市町村が主体となったほうが、広域連合が上意下達じゃございませんけど、上から言うよりも市町村のほうでそれぞれ工夫してやっていただければ、そのほうが効果が上がる、効率的であるというふうに考えております。

服薬中の方の健診をどうするかということについては、既に改善をしておりますので、市町村のほうでそれをどう取り組みをしていただけるかというところでございます。

それから、健診の具体的な向上につきましては、先ほど羽場議員にお答えしたとおり、それぞれの意見交換あるいは情報交換という場を設けていきたいというふうに考えております。

以上でございます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、5番、西中議員。

○5番（西中 純一君）

議会の構成については、若干前向きなお話があったので、ぜひともそういう協議会というんですか、また議員のほうでぜひ議長の指導力を発揮していただきまして、ぜひともまたそういう協議の場を設けていただきたいというふうに思います。これは答弁は結構ですので、また全員協議会の場でお話をさせていただきたいというふうに思います。

それから、資料配付についてですけども、これは平成 27 年度の平成 28 年 1 月 22 日に行われた懇話会の資料ですね、これ、大体見ると 40 枚、もっとあるか。かなり分厚いんですよ。だから、これをプリンターで出すとやはり大変。だから、要するに必要な方は要望すれば出すというふうなことをおっしゃられましたけど、特に首長さんのあたりは、なかなかそういう余裕もないのが、そういう見る余裕もないというのが実際だと思います。ぜひともこれについては最低こういう懇話会とか、あるいは議事録とか、きちっとしたものをやはり配付するのが普通の考え方じゃないかなというふうに思いますので、ぜひともその点は前向きに善処していただきたいなというふうに思います。

それから、健診についてですけども、今のテレビでも本当ジェネリックのことも非常に宣伝しておりますけど、患者さんというか、被保険者が自分から自分の健康を管理するというふうになれば、本当に医療費というか、健康が本当に増進するんだろうと思います。そういうことによって、結果として医療費が削減するという事なので、ぜひとも一括して、統一して市町村にこういうふうにしなさいという命令発生しなくてもいいかもしれませんが、先ほども言われた、羽場議員も言われましたように、情報交換といいますか、市町村でこういうふうなことをやっているんだと、そういうことをぜひとも回覧をするといいたいでしょうか、そういう情報をぜひ伝えていただきたいなと。それだけは一つ思いますので、その点だけ答弁をお願いできればなというふうに思います。よろしくお願ひします。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

保健事業につきましては、健診以外にもありますけれども、情報交換すべきであるというふうに思います。

○議長（宮武 博君）

5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）

もう一遍いいんですか。

○議長（宮武 博君）

はい。

○5 番（西中 純一君）

じゃあ最後に、要望でございます。ぜひそういう検討をしていただいて、そういう情報をですね、保健料についても和気町なんかは無料にしたり、いろいろと前進をしております。そうすると健診の率が上がってきているというふうなこともあります。ぜひとも今後そういう前向きに健診率が上がるようによろしくお願ひします。

○議長（宮武 博君）

はい、それでは西中議員の質問は終わりました。

以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。一般質問を終わります。

○議長（宮武 博君）

日程第5に入ります。

議案第1号「平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」、議案第2号「平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の議案2件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第1号「平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」及び議案第2号「平成28年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」の各補正予算でございますが、保険給付費等の概算見込みによる減額や前年度繰越金や過年度分の国、県等の負担金の基金積立、さらには予算精査による不用額等を減額する等の補正予算でございます。

一般会計においては10万2,000円を追加し、総額を6,729万5,000円に、特別会計においては82億2,237万3,000円を減額し、総額を2,647億6,170万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事務局長から説明をさせますので、御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第1号「一般会計補正予算（第2号）」でございます。

一般会計補正予算書の6ページをお願いいたします。

歳入でございますが、第3款繰越金の増額は前年度繰越金の確定によるもの、第5款繰入金の減額は財政調整基金からの繰入金を減額するものほかでございます。

続いて、7ページからの歳出でございます。

第1款議会費は、実績見込みによる不用額を減額するものでございます。第2款総務費は、前年度繰越金を財源とする財政調整基金を追加する一方、効率的な執行による不用額を減額するものです。

9ページでございますけれども、事務費負担金についての各市町村の後期高齢者人口割に伴う負担金明細でございます。

10ページが特別職に係る給与費明細でございます。

次に、議案第2号の「特別会計補正予算（第2号）」でございます。

特別会計補正予算書、8ページをお願いいたします。

歳入ですが、その主なものは、第1款市町村支出金9億8,464万4,000円、第2款国庫支出金26億9,097万6,000円、第3款県支出金9億2,473万6,000円、第4款支払基金交付金36億4,355万6,000円、第7款繰入金3,872万2,000円のそれぞれの減額につきましては、療養給付費等の今年度必要見込み精査に伴うものでございます。第8款繰越金4,943万7,000円の追加は、前年度繰越金の確定による増額によるものでございます。

次に、11 ページからの歳出の主なものにつきまして、第1款総務費につきましては、交通事故の求償事務手数料及び市町村が行う人間ドック事業などに対する長寿・健康増進事業市町村補助金を増額する一方、派遣職員の負担金を初め、事務精査により減額するものです。

12 ページをお願いいたします。

第2款保険給付費 83 億 6,878 万円の減額でございますが、給付費の今年度必要見込みに伴う療養給付費 83 億 8,564 万 9,000 円の減額、訪問看護療養費 3,936 万 9,000 円の増額、高額療養費 5,000 万円の増額、葬祭費 7,250 万円の減額によるものです。

13 ページ、第5款保健事業費 1,239 万 1,000 円の追加は、市町村が実施した健診事業に係る実績見込みに伴う増額です。第6款基金積立金は繰越金、国・県等過年度分の基金への積み立てで1億1,201万1,000円を追加いたしております。

14 ページは市町村事務費負担金の市町村明細、15 ページは業務課一般職員 18 名の給与費明細でございます。

簡単でございますけれども、以上で説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第1号及び議案第2号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第1号及び議案第2号について、質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第1号及び議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第1号及び議案第2号は原案のとおり可決決定することに決定をいたしました。

## 日程第6 議案第3号・議案第4号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第6、議案第3号「平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」、議案第4号「平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」の

議案2件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程いただきました議案第3号「平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び議案第4号「平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」でございますが、これまでの実績を勘案し、各費目について十分な精査を行い、一般会計では機器更新などにより、また特別会計においては被保険者数の伸びに伴う保険給付費の上昇見込みなどにより、前年度当初予算に比して増加いたしております。

一般会計においては、7,338万2,000円を計上しており、対前年113.3%で、859万2,000円の増額としております。

特別会計においては、2,871億6,184万4,000円を計上し、対前年107.5%、200億7,849万1,000円の増加となっております。

また、一時的に生じることが想定される資金不足に対応するため、一時借入金の最高額を100億円と定めております。

なお、執行に当たりましては、より適正かつ適切な事務処理を行ってまいります。

詳細につきましては、事務局長から説明させますので、御審議を賜り、御承認をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第3号「平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の御説明をいたします。

広域連合組織の運営に関する事務費でございますが、予算書1ページ、第1条のとおり、歳入歳出それぞれ7,338万2,000円を計上いたしております。

主な内容について御説明申し上げます。

一般会計予算書6ページをお開きください。

歳入につきまして、第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目事務費負担金は、後期高齢者人口割で事務費を各市町村に御負担いただいているもののほか、第2款財産収入は基金利子、第3款繰越金は前年度繰越金、第5款繰入金は財政調整基金からの繰入金の収入のために項目を設定しているものでございます。

8ページからの歳出でございます。

第1款議会費は、議会運営のための経費でございます。

第2款総務費は、広域連合組織の運営のための事務経費、選挙管理委員会、任期満了に伴う広域連合長並びに議会議員選挙及び監査委員の運営に要する経費でございます。

第3款予備費は、不測の事態に対応するために予算計上いたしております。

増額の主な要因といたしましては、システム機器の更新及び職員派遣負担金の増によるものです。

11ページでございますが、事務負担金の市町村負担金明細でございます。

次に、議案第4号の「平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について御説明いたします。

後期高齢者医療制度の運営に関する事務費及び療養費等保険給付事業として、予算書第1条第1項のとおり、歳入歳出それぞれ総額2,871億6,184万4,000円を計上いたしております。

予算規模は、対前年度比約107.5%で、200億7,849万1,000円の増額となっております。被保険者の増加に伴う医療費増から、保険給付費、特に療養給付費を増額するものです。

また、第2条において、療養給付費等の支払いに一時的に支障を来す場合に備えて、100億円を最高額として一時借入金の設定をいたしております。

予算の主な内容について御説明申し上げます。

予算書8ページをお開きください。

まず、歳入の主なものにつきましては、第1款市町村支出金478億9,853万6,000円は、制度運営のための事務費を市町村で分担していただく事務費負担金、市町村で徴収していただいている保険料の保険料等負担金、療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費負担金でございます。

第2款国庫支出金のうち第1項国庫負担金694億612万1,000円は、療養給付費総額の12分の3に相当する療養給付費等負担金並びに高額医療費に対する4分の1支援の高額医療費負担金、及び第2項国庫補助金255億3,997万3,000円は、財政力に応じて調整される普通調整交付金等の調整交付金、健康診査、栄養指導重症化予防事業に係る保健事業費補助金、医療費適正化推進事業に対する総務費補助金、過去に負担した特別高額医療費拠出金に対する特別高額医療費共同事業補助金及び低所得者に対する保険料特例軽減に対し交付される円滑運営臨時特例交付金でございます。

第3款県支出金のうち第1項県負担金240億2,129万9,000円は、療養給付費総額の12分の1に相当する療養給付費等負担金及び国庫負担と同額の高額医療費負担金でございます。第2項県補助金の健診に対する保健事業費補助金は国と同額でございます。

10ページですが、第3款県支出金、第3項財政安定化基金交付金23億7,618万1,000円は、保険料抑制のための活用財源として見込んでいる岡山県財政安定化基金からの交付金でございます。

第4款支払基金交付金1,170億9,198万6,000円は、療養給付費総額の約4割を負担していただく若年者層からの支援金でございます。

第5款特別高額医療費共同事業交付金3,284万8,000円は、レセプト1件当たり400万円を超える医療費に対し、高額負担を軽減するための共同事業からの交付金であります。

第7款繰入金、第1項基金繰入金5億182万円は、後期高齢者医療給付費準備基金より給付費として繰り入れするものでございます。

12ページ、第9款諸収入、第3項雑入2億3,102万3,000円は、交通事故等第三者行為による保険給付費返納金でございます。

13ページからの歳出でございますが、主なものとして、第1款総務費、第1目一般管理費5億9,406万3,000円につきましては、制度運営のための事務経費でございます。

主なものとして、郵送料、求償事務手数料等の役務費、後期高齢者システムの

借り上げ、保守管理、処理に係る経費、さらに啓発用冊子や被保険者証等作成委託、ジェネリック医薬品差額通知を初めとする医療費適正化事業の委託料、制度改正に伴う広報委託及び業務課一般職員 18 名の職員派遣負担金などがございます。

14 ページの第 2 目連合会負担金は、レセプト点検オンラインシステム共同事業など、国民健康保険団体連合会への負担金でございます。

本会計のほとんどを占める医療給付費でございます第 2 款保険給付費のうち、第 1 項療養諸費、第 1 目療養給付費 2,717 億 6,634 万円と第 2 目訪問看護療養費 7 億 9,588 万 4,000 円は、被保険者が支払いをした自己負担額を除く費用を医療機関に支払いするための給付費等でございます。

第 4 目支払審査手数料につきましては、医療機関に診療費用をお支払いするためのレセプトの審査に要する手数料でございます。

15 ページ、第 2 項高額療養諸費 119 億 5,233 万 6,000 円は、高額医療に対し被保険者に給付する高額療養費並びに高額介護合算療養費、第 3 項その他医療給付費 9 億 770 万円は葬祭費でございます。

第 3 款県財政安定化基金拠出金 9,593 万 9,000 円は、急激な医療費の増加への対応のため県に設置されている基金への拠出金です。

16 ページ、第 4 款特別高額医療費共同事業拠出金 8,509 万 2,000 円は、1 件当たり 400 万円を超える医療費に対する共同事業の運営拠出金です。

第 5 款保健事業費 1 億 7,780 万 9,000 円は、市町村で実施していただいている健康診査事業に対する補助金でございます。

第 7 款の公債費でございますが、資金不足が生じた際に借り入れを行う一時借入金の利息でございます。

第 8 款諸支出金は、過払いの保険料を被保険者に償還するためのものがございます。

18 ページでございますが、事務費について後期高齢者人口割で市町村にお願いする負担金明細でございます。

19 ページにつきましては、業務課一般職員 18 名の給与費明細でございます。

以上で平成 29 年度一般会計並びに特別会計の説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 3 号及び議案第 4 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 3 号及び議案第 4 号について質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）〔登壇〕

失礼します。簡単な質問です。

財政安定化基金 23 億円余、計上されているんですけど、これは私の記憶間違いかもしれませんが、財政安定化基金が廃止になったというふうな、勘違いかなと思うんですけど、平成 27 年度末で 33 億円あったんですかね。その辺の経過がちょっとわからなくなったので、もう一度御説明をいただければありがたいかなと思います。お願いします。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

財政安定化基金の本質は、特別な支出がある場合に県のほうから負担をしていただくというための基金でございます。ただ近年は保険料を算定する場合に、その保険料の伸びを軽減するため、県の財政安定化基金を充当することが許されております。平成 28 年度は剰余金、平成 28 年度より療養費等の歳出の伸びが予想される平成 29 年度には、剰余金と県財政安定化基金を充当するという予定でございました。よって、県財政安定化基金は廃止されたのではなくて、平成 28 年度は基金交付金の歳入は行いませんので予算計上いたしてはおりませんが、平成 29 年度には 23 億円の交付金受け入れを予算化しているというものでございます。

○議長（宮武 博君）

5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）

じゃあ、残高は平成 27 年度末、今どうなったんですかね、平成 28 年度末は。それだけ確認をお願いいたします。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

ちょっとお待ちください。

○議長（宮武 博君）

はい、しばらく休憩させていただきます。

午後 2 時 44 分 休憩

午後 2 時 52 分 再開

○議長（宮武 博君）

はい、それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

すみません。ちょっと手間取っております、大変申し訳ございません。

財政安定化基金の平成 28 年度残高の見込みは、36 億 6,000 万円でございます。

○議長（宮武 博君）

はい、西中議員。

○5 番（西中 純一君）

36億6,000万円ですか。ですから、平成27年度末が33億円あったんで、多分3億6,000万円また積み増しされてるんだらうと思います。ぜひともこれを使っていろいろと保険料を上げないよというのを思うんですけども、その点がそういう努力といいますかね、その辺がされたのかどうなのか、後で5号議案でまた聞きますけれども、その辺はどうなんでしょうかね。基金は今回は、だから23億円ですかね、を利用してるということなんですかね。そういうことで、何か説明があれば、よろしくをお願いします。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

この財政安定化基金、県のほうに設置されている基金でございますので、その額の幾ら交付してもらうかというのは、県と検討しながら了解のもとに充当をするということになっております。

○議長（宮武 博君）

はい、以上で通告による質疑は終わりました。これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告があります。

5番、西中議員。

○5番（西中 純一君）

余りこれ、原稿書いてないんで、すばっと行きます。所得割軽減の縮小と元被扶養者の軽減の縮小により、負担金等、20億円も増やしているという予算でございます。今マクロ経済スライドとか年金が非常にどんどん低くなる。3年間ずっと1.5%ほど低くしたということでございますが、今回の内容を見ますと、被扶養者になった被保険者に係る軽減、4,900円の方が1万4,700円。ちょうど3倍ですね。それから、所得の少ない人に係る保険料所得割、これが今までが2万8,600円でしたんかね。それが4万5,700円と1.6倍というふうなことになるわけでございます。そういう国民年金とか非常に年金が少ない方がこういうふうな高額になるということで、非常に生活が脅かされる、そういう結果になる予算であると思いますので、反対であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を打ち切ります。

これより議案第3号及び議案第4号を採決いたします。

まず、議案第3号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第3号は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決決定することに決定をいたしました。

次に、議案第4号について起立により採決いたします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（宮武 博君）

起立多数であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第7 議案第5号・議案第6号・議案第7号・議案第8号

○議長（宮武 博君）

次に、日程第7、議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」、議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第8号「岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」の4件を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま一括上程されました議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」及び議案第6号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、議案第7号「岡山県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例」、並びに議案第8号「岡山県後期高齢者医療広域連合情報公開条例及び岡山県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例の一部を改正する条例」につきましては、まず医療に関する条例の改正につきましては、後期高齢者医療制度の軽減特例に係る制度改正によるもの、職員の休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例は、地方公務員法等の改正により、休暇対象の子の拡大や介護のための取得要件の緩和をするもの、そして情報公開及び個人情報保護条例は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の改正に伴い、引用条項において所要の改正をするものでございます。

後期高齢者医療に関する条例の詳細につきましては、事務局長から説明させますので、御審議を賜り、御承認いただきますようお願い申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）〔登壇〕

議案第5号「岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

この条例改正は、平成29年度以降における保険料軽減措置について改正するものでございます。

まず、均等割の2割・5割軽減を判定するための所得基準額を引き上げます。現行5割

軽減分では 26 万 5,000 円を 27 万円に、2 割軽減分では 48 万円を 49 万円に改定いたします。

次に、所得 58 万円以下の方の所得割 5 割軽減を廃止いたしますけれども、平成 29 年度のみにおいては 2 割軽減といたします。元被扶養者である方については、資格取得後期間の制限なく均等割 9 割軽減であったところですが、平成 29 年度は 7 割軽減とし、平成 30 年度は 5 割軽減といたします。平成 31 年度からは資格取得後 2 年を経過するまでの間は 5 割軽減となります。なお、低所得者軽減特例で 9 割あるいは 8.5 割軽減につきましては、当分の間継続されますので、元被扶養者の方でも該当する方には低所得者軽減特例が適用されます。

以上で医療に関する条例の改正についての御説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 5 号から議案第 8 号までについては、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

はい、御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第 5 号から議案第 8 号までについて質疑を行います。

質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）〔登壇〕

失礼します。条例改正が行われて軽減がかなり弱くなるというか、そういうことでございます。この 12 ページの表を見ますと、要するに説明図がわかりやすいんじゃないかなと思うんですけど、被扶養者であった被保険者に係る保険料負担軽減縮小、これが 9 割軽減が平成 29 年度が 7 割軽減になり、平成 30 年度が 5 割軽減ということですかね。その先がこれはわからない。これは通告してないから、あれでございます。とりあえず 4,900 円が 1 万 4,700 円ですね。ですから、3 倍になるということなんで、非常にきつくなるんじゃないかと思いますが、このことで全体の広域連合としての保険料の増収分ですか、これが見たら、これ、あれですか、もうさきに申しましたら、3 万人ですか。6 億円の徴収になるんですか。どういうふうになるのか教えていただきたい。

それから、もう一つの所得の少ない人に係る保険料、これが上側のほうですよ。上というか、真ん中になるんですか。これが 5 割軽減を 2 割軽減に当面、平成 29 年度はなるということで、平成 30 年度はなしになるんですか。だから、当面がこれが 3 万人で 5 億円ですか。2 万 8,600 円の保険料が 4 万 5,700 円、ですからこれは約 1.6 倍ですね。ということで、だからこれ、合わせてみると 11 億円、歳入が増えるという結果になるのかなと思うんですけど、その辺の差し引き、結果がどうなるのか教えていただきたいと思います。

〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

元被保険者の保険料軽減特例の見直しですけれども、被保険者数が約 27 万人で、元被扶養者の軽減、約 3 万人の方、そのうち 7,600 人の方は 9 割軽減を引き続き行いますし、8,300 人の方は 8.5 割軽減に該当すると。1 万 4,100 人の方が元被扶養者としての軽減を受けずに 7 割軽減になるということでございます。

見直しによる保険料金額は、8.5 割に軽減する方で 4,900 円から 7,300 円で 2,400 円の増、7 割軽減に該当する方で 4,900 円から 1 万 4,700 円の 9,800 円の増額になります。

それから、所得割軽減特例につきまして、あの表につきましては、その方が一番、58 万円のところの数字になっておりまして、平均でございますと現在 1 人当たりの 5 割軽減の平均所得割額は年額約 1 万 4,000 円、2 割軽減になった場合は平均所得割金額が 2 万 2,400 円ということで、約 8,400 円の増額になります。

○議長（宮武 博君）

はい、5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）

今のもう一度、ちょっとわからなかった。1 万 4,000 円が 2 万 2,400 円になるんですか。その辺がよくわかんなかったんですけど。それから、被扶養者の分がそのようになるんですね。ただ、軽減がきく方が 7,000 幾ら。この 3 万人というのは、今受けてる数がこれだけということですかね。そのうち、その七千何百人という方は、もうそれがそういうふうに、また別途ほかの軽減があるということなんですかね。今もう一遍説明をお願いしたいと思うんですけど、申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○議長（宮武 博君）

はい、事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

現在約 3 万人の方が、元被扶養者の軽減対象でございますが、9 割軽減の方が 7,600 人、それから 8.5 割軽減に該当する方が 8,300 人、合わせて 1 万 5,900 人の方は 8.5 割以上の軽減という形になります。

それから、所得割の軽減のほうの御質問でした。あの表ではその中で 58 万円の所得の方の保険料を書いておりますけれども、所得割がかかる 1 万円から 58 万円の方を平均いたしますと、お 1 人当たり 1 万 4,000 円が今度 2 割軽減になりますと 2 万 2,400 円になると。平均ですと、そうなりますということでございます。

○議長（宮武 博君）

はい、5 番、西中議員。

○5 番（西中 純一君）

さっき言ったのは、要するに歳入では、これだけ、さっき私が言ったように 5 億と 6 億、11 億円、これで増えるということなんですかね。先ほどの分で。そこがちょっとわからなかったんですけど。だから、きちっとこの図を説明してもらえればよかったですけど、その辺が。はい、もう一遍図のほうで再度。早わかりしないで申し訳ございませんけど、よろしく申し上げます。

○議長（宮武 博君）

事務局長。

○事務局長（猶村 勲君）

財源的には減るといえるか、所得割についてはそのまま保険料負担で保険料で賄われるという形になります。それから、被扶養者の方の軽減につきましては、もともと国から入っている、それから市町村と県で基盤安定という形で市町村負担が入ってきているという形になりますので、必ずしも軽減がかからない方については、国から入らない分については保険料で賄うと考えてよろしいと思います。

○議長（宮武 博君）

はい、それでは以上で通告による質疑は終わりました。これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告があります。

5番、西中議員。

○5番（西中 純一君）

いまいわからないところもあるんですけど、全体としてみれば、そういう年金の低下とか、いろいろ介護保険等天引き、そういうものが増えているということで、手取りの年金がどんどん目減りをしていらっしゃる高齢者が多いということがございます。年金生活の高齢者が大変であると。その中で、どういうふうにしていくかということがございますが、一番にはこの制度をつくった国の責任で軽減の縮小にならないよう努力すべきであるというふうに思います。

その次に、国や県の補助金を、特に県の補助金等を考えるべきであるというふうに思いますが、それがなされない。プログラム法案等によって、どんどん社会保障も切り捨てながらいく。結局今のままでいきますと、後期高齢者の2割負担というふうなことがうたわれているということがございます。そういうことで、できなければ、この広域連合として県の補助金等を増額するようにぜひ執行部として、いろいろと御努力をいただきたいということがございます。とにかく現状では、そういう基金の取り崩しと内部努力もするべきであると思うんですけども、そういう点も含めて、なかなかそれが私には見えていないということで、そういう反対討論をさせていただきます。

○議長（宮武 博君）

はい、ありがとうございました。

以上で通告による討論は終わりました。これをもって討論を打ち切ります。

これより議案第5号から議案第8号までを採決いたします。

まず、議案第5号については起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第5号は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立をお願いいたします。

[賛成者起立]

○議長（宮武 博君）

起立多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決決定することに決定をいたしました。

次に、議案第6号から議案第8号までについて採決いたします。

お諮りいたします。

議案第6号から議案第8号までは、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、議案第6号から議案第8号までは、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

## 日程第8 議案第9号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域 連合長の選任について」

○議長（宮武 博君）

次に、議案第9号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

ただいま上程いただきました議案第9号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第11条第1項におきまして2人を置くこととなっておりますが、現在1人空席となっております。空席となっております副広域連合長として、岡山市長でございます大森雅夫氏を選任したく提案させていただくものでございます。選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（宮武 博君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りをいたします。

議案第9号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定をいたしました。

議案第9号について質疑の通告はございません。これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（宮武 博君）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして岡山県後期高齢者医療広域連合会平成29年2月定例会を閉会といたします。

本日は、大変ありがとうございました。

午後3時17分 閉会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	羽場 頼三郎	○各市町村との情報交換について ○ジェネリック医薬品の推進について ○健診率の向上について ○国保の県への移管について
2	杉本 美智子	○保険料徴収システムの不備について
3	西中 純一	○広域連合の資料配布について ○広域連合議会の構成について ○健診について

議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第4号	西中 純一	県財政安定化基金交付金の計上について
議案第5号	西中 純一	保険料軽減特例見直しの影響について

討論（反対）発言通告一覧表

議案番号	氏名	討論内容
議案第4号	西中 純一	平成29年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算について
議案第5号	西中 純一	岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長

宮 武 博

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

杉 本 美智子

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員

羽 場 頼三郎